森 林 整 備 協 定 書

株式会社[redacted]（以下「甲」という。）、森林所有者（以下「乙」という。）、[redacted]町（以下「丙」という。）及び[redacted]（以下「丁」という。）は、甲、乙、丙及び丁が協力して行う森林整備の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（目　的）
第１条　この協定は、甲、乙、丙、丁が協力して行う森林整備のために必要な事項を定めるものとする。

（協定の対象森林）
第２条　この協定により、甲、乙、丙、丁が協力して整備を行う森林（以下「協定森林」という。）は次表に掲げるとおりとする。

所　在　及　び　地　番	地　目	地積	備考
[redacted]	山林	[redacted]ha	別添図面参照

（甲の責務）
第３条　甲は、協定森林の整備に必要な作業及び甲が行う作業の指導を丁に委託するとともに、森林整備ボランティア活動を通じ、乙、丙、丁との交流を図るものとする。
２　甲は、事業年度の終了時に、乙、丙および立会人に対し事業実施報告書（別紙様式）を提出する。

（乙の責務）
第４条　乙及び丙は、本協定の締結により次の責務を負う。
（1）　乙及び丙は、協定期間中は甲が本協定に定める利用を行うことに対し、協定森林を無償で提供するものとする。
（2）　乙及び丙は、甲との交流が円滑に実施できるよう努め、甲の行う森林整備ボランティア活動を受け入れるものとする。
（3）　乙及び丙は、甲の行う森林ボランティア活動及び森林内で行う研修の際、学習に必要な小石や植物の採取を認めるものとする。
（4）　乙及び丙は、協定期間中に協定森林を譲渡又は貸与する場合は、予め甲と協議するものとする。

（丙の責務）
第５条　丙は本協定に基づき、甲、乙、丙、丁の４者の交流促進に努めることとする。

（丁の責務）
第６条　丁は、甲が行う作業の指導を行うとともに、甲からの委託による協定森林の整備にあたり、別途森林整備計画を作成し、関係法令を遵守のうえ、誠意をもって協定森林の施業及び管理を実施するものとする。

（森林整備の内容）
第７条　甲、乙、丙、丁は、協定森林において次表に掲げる整備を実施するものとする。なお、実施にあたっては、毎年度、森林整備ボランティア活動も含め、実施前に甲及び丁で協議するものとする。

森 林 整 備 の 内 容	備　考
森林整備計画に定める作業	歩道整備、除伐、植栽 等

（委託料）
第８条　甲は、協定森林における整備に必要な委託料について次のとおり丁に支払うものとする。
(1) 委託料とは、第６条で規定する森林整備計画に基づく森林整備等に掛かる年度毎の経費を言う。
(2) 委託料は、委託業務完了後、丁に支払うものとする。
(3) 作業に必要な資材等に係る経費については、丁の申し出により前金払いができるものとする。

（広報活動における森林の名称）
第９条　甲は、協定森林を「[redacted]」と命名し、甲、乙及び丙と協議し、法令等の定める範囲内において看板を設置することができるものとする。
２　甲、乙、丙及び丁は、協定に基づく活動の内容を、互いに広報宣伝に利用及び活用することができるものとする。

（植栽木の所有権）
第10条　甲の従業員によるボランティア活動や、甲からの委託作業により植栽された樹木及び整備された樹木の所有権は乙及び丙に帰属する。

（協定の廃止）
第11条　次号の一に該当したときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上、この協定を解除することができる。
（1）　協定森林が公用、公共事業の用に供されるとき。
（2）　火災、天災その他の原因により協定森林の全部又は一部が消失したとき。
（3）　計画に基づく適正な協定森林の整備が行われないとき。
（4）　その他、この協定の目的が達成できないと認められるとき。

（協定期間）
第12条　この協定の有効期間は、協定締結日から令和[redacted]までとする。ただし、協定期間の満了時に、甲、乙、丙及び丁により協定期間の延長について協議することができる。

（その他）
第13条　この協定の履行に必要な事項であって、この協定に定めのないもの及び協定の事項に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書５通を作成し、甲、乙、丙、丁及び立会人として「やまなし森づくりコミッション」が署名のうえ、各自１通を保有する。

令和[redacted]

甲　（企業）[redacted]　[redacted]

乙　（森林所有者）[redacted]　[redacted]

丙　（市町村長）　[redacted]

丁　（森林組合・林業事業体等）　[redacted]

立会人　やまなし森づくりコミッション 会長　[redacted]